

報第1号

知事専決処分について報告

令和3年度和歌山県一般会計補正予算のうち、下記のものについて予算措置の必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったので、やむを得ず地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年12月27日知事において専決処分した。

よって、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

記

1 歳入歳出予算

リフレッシュプランの追加販売に要する歳入歳出予算の補正

令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ694,589,515千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 専 決

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 149,275,107	千円 1,052,700	千円 150,327,807
	2 国庫補助金	107,144,918	1,052,700	108,197,618
歳入合計		693,536,815	1,052,700	694,589,515

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		千円 128,378,212	千円 1,052,700	千円 129,430,912
	3 観 光 費	7,617,719	1,052,700	8,670,419
歳 出 合 計		693,536,815	1,052,700	694,589,515